

再審査等請求書（再審査請求・取下げ依頼）の提出期限及び留意事項

1 当月請求分について

(1) 提出期限

提出期限（必着）は以下の通りです。

なお、県外保険者・県外公費負担者分については、処理の都合上、提出期限が早まる場合がありますので予め御了承ください。

提出期限を過ぎて提出された場合は、翌月以降に過月分として処理いたします。

年	令和7年									令和8年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	17	20	19	18	20	18	21	18	16	20	18	18
曜日	木	火	木	金	水	木	火	火	火	火	水	水

(2) 提出方法

本会ホームページに掲載している最新版の様式（「再審査請求・返戻（取下げ）依頼書」）に御記入の上、郵送または持参にて御提出ください。

当月請求分につきましては、オンラインでの提出はできませんので御注意ください。

なお、記載方法につきましては、本会ホームページに掲載している「再審査等請求書_記載方法」を御確認ください。

2 過月分について

(1) 提出期間

毎月1日～末日までに提出された再審査等請求書をまとめて処理します。

処理の都合上、受領から結果通知まで最短でも3ヵ月の時間を要します。

(2) 提出方法

<オンライン請求保険医療機関等>

オンライン請求システムを使用して御提出ください。

作成方法や操作手順等については、オンライン請求システム上のマニュアル（「再審査等請求ファイル作成ツール」）を御確認ください。

<紙・光ディスク請求保険医療機関等>

本会ホームページに掲載している最新版の様式（「再審査請求・返戻（取下げ）依頼書」）を出力し御記入の上、郵送または持参にて御提出ください。

なお、記載方法につきましては、本会ホームページに掲載している「再審査等請求書_記載方法」を御確認ください。

3 留意事項

- ・ 減点箇所・内容に関するレセプトの修正（病名やコメントの追加、記載誤りによる請求内容の修正）は取下げ依頼の対象外です。

減点に対する不服申し立て等については「再審査請求」で御提出ください。

- ・ 請求点数の一部分だけの取下げはできません。レセプト単位での取下げとなりますので、御注意ください。